

始



鹿兒島縣社會事業協會の企てによる社會救濟史資料編纂の委員會に於て備
荒貯蓄に關する事例の蒐集を予に命ぜられたるを以て縣下沖永良部島にて一
流罪人なる南洲西郷翁の獄中に在りて島の役人共勸奨せられて創始を見たる
社倉の沿革を編述することにしたのである。沖永良部島出身にして島の南洲
の著者として聞ゆる畏友安藤佳翠氏に之が執筆を煩はして縣社會事業協會の
依頼に對ふることにしたのである。仍て茲に本編の由來を誌るして大方に告
ることにしたのである。

昭和十二年 晚春

永井龍



趣意書

因荒に備ふるといふは豐年
様の時に致すことにてその仕
あり候はんか、されば第一作起
得り候はんか、それによろしく自ら
社倉の趣意に基き仁恕の大
事相立ち候はん、譬へば一箇半
には二割の利付にて五石の米高に候は
六斗四升に相成るべし、
五箇年には十三石餘の米高
初出来の分は略々へ返し與
へ利米はかりにて右の手數
にて仕操候は人々の不時
もの災難を救ひましたは終終の不時
くことはあるまじきか、若
し荒年に逃ひ候ときは窮民
は天の賜と仰ぎ候はん、然
かへて如何ばかり嬉しきぞ
や云々

西郷南洲翁起草ノ社倉趣意書



ルタレラケ受ヲ導指ノ立設倉社リ・翁洲南郷西

氏 照 政 持 土

目 次

第一章 島民の生活	一
第二章 島治と西郷先生	四
第三章 社倉と西郷先生	八
第四章 社倉の創立	一一
第五章 備荒儲蓄の状況	一九
第六章 事業の状況	三〇
第七章 社倉の解散	三三
第八章 結 び	三八

沖永良部島社倉の沿革

第一章 島民の生活

沖永良部島は、現在鹿児島縣大島郡の管下にある島であつて、鹿兒島市を距る南方三百海里の遠きに位し、其の周圍一三里三二、面積六方里三二に過ぎない洋中の孤島である。

其の歴史的沿革を繰ぬるに、元は琉球國に隸屬してゐたのであるが、慶長十四年、島津家久の琉球征伐の結果、大島、喜界島、徳之島、與論島の四島と共に薩藩と直轄となり、島治の爲に代官所(普通には在番と稱す)が置かることとなつた。その始めは徳之島在番の所管となつてゐたのであるが、元祿四年に徳之島より分れて、和泊に新しく代官所が設けられ、沖永良部島の外に與論島も同一の代官に依つて支配せられ、斯くて明治四年に及んだのである。さて薩藩の大島諸島を直轄するや、先づ其の特産たる砂糖に着目した。而して延享二年(紀元二四〇五)には從來の貢米は砂糖上納即ち貢糖(定式糖と呼んでゐた)に改め、爾來之を藩外に鬻いて莫大の利益あることを看取するや、愈々益々其の増殖と取扱方に對する干渉を加へるに至つた。砂糖増殖の方法としては、男女各々の人頭に一定の甘蔗(砂糖の原料)の耕作を割當て、水田

と雖も干して畠となすべきは盡く干田として甘蔗の栽培に充て、一方、雜穀、甘藷、蔬菜の作物に對しては極端なる制限を加へた。斯うして生産された砂糖は、是亦自由の處分を許さず、文政十二年（紀元二四八九）に至るや、先づ大島、徳之島、喜界島三島に對して總買上の方法を行つた。（沖永良部島にこの制の布かれたのは嘉永六年である）總買上とは、即ち貢糖の剩餘（これを餘計と稱した）は盡く藩廳（其の取扱をなす所）に於いて買上げるのである。それは金穀で買取るのでは無い。總買上と同時に金錢の融通を停止して、例へば種子油一升が砂糖二十五斤替、蠟燭一斤が砂糖二十斤替の如く、島民日常必需の物品との交換を強要せられたのである。而して若し他に密賣する者あらんか、處するに死刑の嚴法を以て誅んだのであるから、砂糖の賣捌、物品の購入に對し、島民は全然自己の利益を主張する權能を與へられなかつたのである。

此の砂糖に對する巧妙なる經濟政策が、如何に藩庫の收入を増し一藩の財政を裕かにしたかは言ふ迄も無いことである。併しその効果が大である程、島民の生活は實に悲惨であつた。「農は納なり」（士農工商心得草）「百姓は飢寒に困窮せぬ程に養ふべし」（昇平夜話）の如きは恰も此の無告の島民の爲に拵へられた様な言葉である。

島民の窮乏、それは啻に人爲的政策の然らしめるものばかりでは無い。琉球、大島の諸島は颶風の衝に當つてゐる。夏秋、六七月より八九月に掛けては、年三、四回暴風の災禍

に見舞はれたことは常例となつてゐる。一度怒らんか、風師は海濤を叱咤して四方八面より島を襲撃し、樹木を薙ぎ家を倒し、百姓一年の辛苦を一日の間に皆無となすが如きも敢へて珍しいことでは無い。尙之に加ふるに旱魃による作物の蒙る慘害も深刻なものがある。沖永良部島の如き、隆起珊瑚礁より成り、且つ土地低平、水源となるべき山らしい山も無く、隨つて作物の豊凶が雨露に支配せられること殊に大である。それで旱魃による大饑饉の襲來も亦幾度かあつたことは記録によつて知ることが出来る。

此の天災と苛政は人口統計の上にも反映してゐる様に思ふ。試に之を示さんか。天明六年（紀元二四六六）に沖永良部島の人口は九千百四十五人であつた。これが三十二年を経過した天保元年の調査迄に一萬の上に頭を出したことが無い。漸く弘化二年に至つて一萬六百三十六人、明治二年（紀元二五二九）に一萬四千四百六十三人となつてゐる。然るに明治に入り、所謂御維新後は逐年非常な増加を示して、昭和六年（紀元二五九一）には、現住人口二萬九千四百五人の多きに達してゐる。其の増加の割合を見ると、天明六年より明治二年に至る六十四年間の五割八分の増加に對して、明治二年より昭和六年に至る六十三年間には、十割三分といふ飛躍的の増加を示してゐる。この懸隔の因つて生じたところ單に一二の理由で無いことは勿論である。併し新舊兩時代を併せ考へた時、自ら首肯せられるものがある様に

思ふのである。

四

第一章 島治と西郷先生

上に述べたる如く、極めて少數の者を除いた島民の殆んど全部が、地上に於いて與へられたのは生存の權のみであつて、飢餓を凌ぐの外に何等經濟的の餘裕といふべきものは無い。それで一度凶年に見舞はるゝ時は、蘇鐵に依つて露命を繫ぐの外は無かつた。其の災禍甚しくして救助の途相立たざる時、代官の執る手段は只一つあつた。藩廳に對して拜借米の下渡を請ふことである。之を代官記によつて見ると、文化七年、萬延二年兩度共に大旱魃に加ふるに麻疹流行の爲老若の病人死人續出の故を以て拜借米を夫々に配給した様である。

斯かる姑息の手段は到底萬全の策に非ざるを思ひ、こゝに備荒貯蓄に對する永遠の計を訓へ社倉の設立を首唱したのが、即ち西郷南洲先生其の人であつた。

西郷先生(當時は大島吉之助と稱してゐた)が久光公に忌諱に觸れて沖永良部島に流謫せられたのは文久二年(紀元二五二二)閏八月であつて、元治元年二月に至る一年有半の間、此の孤島の而も狭隘なる

座敷牢の中に於いて窘蹙の辛酸を嘗められたのである。然るに斯かる苛酷な逆境に置かれ乍らも、南島蒼生を救濟せんとする愛民の至情は寔に熱烈であつたことを窺ひ得るのである。

西郷先生の南島流謫は此の島が初めてゝは無く、安政六年正月より文久二年正月までまる三年潜居を命ぜられて大島龍郷にあり、赦免叶つて上國したものゝ又しも君公の咎責を蒙つて徳之島へ遠島、在ること僅か七十餘日にして更に此の島に追放せられたのであるから、大島諸島の治政の實狀、島民生活の實際に就いては知悉せられてゐたのである。而して其れは此の義人の黙過を許さざる状態にあつた事を左の書面や事蹟が明らかに物語つてゐる。

一、何方においても苛政の行はれ候儀、苦心の至に御座候。當島の體、誠不_レ忍次第に御座候。松前の蝦夷人捌よりはまだ甚敷御座候次第、苦中の苦、實に是程丈けは有レ之間敷と相考居候處驚入次第に御座候云々(安政六年二月十三日、大島龍郷より役所大久保兩氏宛書面の一節一大西郷全集による)

二、大島龍郷潜居の際、代官所下吏の島民に對する横暴を憤り、鐵拳を彼の頭上に加へて懲戒した事がある。(南洲謫居逸話による)

三、大島龍郷潜居の際、島民が砂糖隠匿の嫌疑を受けて檻置、拷問を受けつゝあるを聞

五

き十餘里を距る名瀬の代官所に駆付け、代官に被疑者の冤罪を説き、其の釋放方を交渉して其等を救出せしがある。（南洲謫居述 話による）

四、尙々當島代官三ヶ條の仁政相發し申候。一ヶ條は大島全様書役の奸計にて御註文品宜敷物は御渡し不足と相唱當人には不_ニ相渡_ニ自儘にて申受候處、其弊を改_ム人々註文品の通帳を以御渡の節引合候様罷成候由、二ヶ條は、寒中砂糖煎方_{（すんじかほ）}、頓_{（どり）}と取實も無之實に作人共_{（こよりい）}込入候由_ニ御座候處、充分熟し候上、春正月にても宜敷候間、作人の心次第、煎方取付候との趣にて御座候處、一同雀躍いたし候由に御座候。三ヶ條は、當島は大島とは引違_ヒ正餘計砂糖は過返しと申して、三合代米被下候由、然處物勘定不_ニ相濟_ニ内は、右の過返米不_レ被_ニ成下_ニ候處、手短の作人共にて、右の正餘計は葉書を以て取引いたし、惣て一斤も不_レ作奸商に謀取られ候處、此度は内斤を以_テ正餘計の者へは、速に代米被_ニ成下_ニ不_ニ作入_ニ者へは不_ニ相渡_ニ直に自分正餘計の者へ配當相成筋に相決し、是以_テ大に勢立候向に御座候（文久二年八月二十日徳之島より木場傳内宛書面の一節「大西郷全集による」）

先生は、固より島治牧民の任を帶びて島に差遣せられたのは無い。一箇の罪人であります箇の流人であつた。併し島民により善き生活、些かでも生甲斐のある一生を送らせたいといふ事に於いては、代官役人以上に一大關心を有つてゐたことが分るであらう。

さて先生が楚囚の身となつて沖永良部島に在る間、最も親交のあつたのは、間切横目（鳥役人の職名に當る）土持政照であつた。政照は先生の園、即ち牢屋の監視を命ぜられて、相接觸する機會を與へられたのであるが、其の間意氣相投合し肝膽相照らすものがあり、後には義兄弟の契を結んだ位の間柄である。

西郷先生は文久三年春、自ら與人役太軀並に間切横目役大軀なるものを草して之を政照に與へた。與人役とは、島役人中最上の役職であり、代官の指揮を受けて島治の事務に掌るものであつて、恰かも今日の町村長に比すべき役吏である。即ち與人役太軀とは、その心得書とも稱すべきもので、其の一節に曰く、

百姓は力を勞して本に報ゆるが職分、役人は心を勞して本に報ゆるの職分にて候。力を勞するとは、作職をいたし年貢を滞らず、或は課役を勤が力を勞するにて御座候。心を勞すると申すは、百姓のたよりよき様に取扱くれ候事にて、凶年の防をいたしたり、作職の時節を取失はぬやうに仕向候が、心を勞すると申すものに候へば、此本意を能々合點いたして難儀の筋をはぶきくれ候處專要の儀に御座候云々

右に舉げた三四の事例に依つても、如何に西郷先生が官吏の善政を庶幾し、島民の福利増進を冀せられたかは充分に推察することが出来るであらう。而して西郷先生が社倉の

設立を唱道したる、亦偶然て無いことが首肯せられるであらう。

八

第三章 社倉と西郷先生

先生が或日政照に問うて曰く、「當島に天災があつて、飢餓にても陥つたら如何にして窮民を救助するか。」と、政照對へて曰く、「舊例に做ひ藩廳に救助米の拜借を願ふの外に途は無い。」先生はこの答へを聞くや、「當島は鹿兒島を距る二百餘里、而も風濤險惡、加ふるに鹿兒島との往來は年僅かに二期、半年は全然交通杜絶の有様では無いか。それに飛脚船の備へも無いし、何を以て事の急に應ずる事が出来るものか」と政照も辭に窮し改めて先生に教へを請うたところ、先生は諄々と説くに宋時に於ける社倉の法を以てし、その設立の方法を教へ、且つ自ら左に示すが如き社倉趣意書なるものを草して之を政照に與へた。

社倉趣意書

凶荒に備ふると云ふは、豐年の時に致すことあれ。其仕やは、村々にて現夫ゆゑふのつらくに何升と賦り付けては、親疎もあるのみならず苦情も起り候半か。然れば第一作得之餘

計をしらべ、家内の人數或は雜穀の餘分まで相考へ夫に應じ出米割付候はゞ、人氣も宜敷く自ら社倉之趣意に基き仁恕の大本相立候半。譬へば、一ヶ村にて五石の米高に相及はゞ、貳割の利付にては一ヶ年にては壹石の利米に相成るなれば、右を本に相立て、年々仕繰候得ば、三ヶ年には元利八石六斗四升に相成るべし。五ヶ年には十三石餘の米高に相成候半。其節は最初之出米の分は銘々え返し與へ、利米を以テ右の手數にて仕繰候はゞ、人々不時の災難を救ひ、又は廢疾のものもあはれみ、何歟救助の道相付事にはあるまじき歟。若荒年に逢ひ候時は、窮民は天の賜と仰ぎ候半。然る時は積年の心苦ハヤシ引かへて如何ばかりのうれしきぞや。どれ程の陰徳かも知るべからず。自然百姓の上に立て御役を勤め候は何の譯に候哉。第一百姓の融通をいたし吳候爲にはあるまじきや。凶年に臨ハシマで饑亡に及候を見ながら、只安閑にして年柄の事なれば致方は無之くと年柄に打まかせ候ては、彌々天よりは其罪役々に歸し候儀相違あるまじく、畢竟此處古人も論判いたしたり。いづれも前以テの備、肝要の事也。百姓は力を勞して奉公を致し、役々は心を勞し御奉公を致すは天然の賦付に候へば、心の限りは可、盡事に候。若又五ヶ年に相満タダして凶年に逢ひ候はゞ、現在極難に不_レ迫には頭出米外五部通り相重キ配分致し、又至極の窮したるには一部通相重キ候て相渡し、よく年は重み丈の分は返米爲シ致候はゞ

徃々は非常の圍米相備り（以下船失の爲文書）

落土持家藏文書

一〇

これ實に沖永良部社倉の發祥とも稱すべきもので、遺文欠落の爲全貌を知ることは出来ないけれども、其の精神と實行の方法については充分に窺ひ得るのである。

宋時社倉の法を此の島に行はしめんと懲憲したる、それ亦單に先生が書冊の上より得たものであらうか。嘉永四年（紀元二五二）島津齊彬公襲封の始めに當り、藩士關勇助、横山安之亟の兩名に、米價の暴騰を防ぎ其の平準調節を圖る爲、常平倉、社倉、義倉の選擇を命ぜられたことがある。而して同年十月、遂に常平法が施行せられ、闔藩皆其の仁政を謳歌したといふのである。當時先生は未だ郡方の小吏であり、此の創設に關與したのでは無いと思ふが、仁政に浴した者であるには相違ない。殊に地方民政に就いて關心の深い先生は此の法に留意有つたと思ふのである。土持家藏の古文書中に嘉永五年正月、公の自ら手裁親しく士民に訓諭せられた「常平倉法大意並愚考」（照國公文書中に載す）の寫本がある。是は西郷先生自らの書寫に成るものでは無いが、其の當時のものたるべく、或は先生が政照に與へたか、乃至は轉寫させたものであると思ふ。仍つて薩藩に於ける常平倉と、沖永良部島社倉とは一脈相通するものあるを信ずるものである。

第四章 社倉の創立

間切横目土持政照は、西郷先生より備荒貯蓄の良法たる社倉について懇切なる指導を受けたので、其の趣意に深く感動し、直ちにその創立を企つべく時の與人（三人の與）を始め、島の長老等に謀つて見たのであるが、何分にも事業が大きく、且つ各人の出資に俟たねばならぬ性質である爲に、眼前の姑息小康に馴らされた彼等は、目算のつかぬ新規事業を懼れて中々に動かうとしない。それで政照は時機の到来を待つこととなつた。而して元治元年自身が與人役に擧げられるや再び社倉の創立を提唱したところ、同役山口眞粹憲、沖利有等先づその熱意に動かされ、斯くして機運は次第に熟し、代官の許可を得て、明治三年秋（紀元二五三〇）こゝに南島史上、否日本の經濟史中にも一齣を錄せらるゝの値ある沖永良部島社倉が實現したのである。これ垂教の恩人西郷先生が、赦免に會ひ島を去つて六年の後である。代官に提出した左の社倉創立願書は、其の事業計劃を知るに貴重なものであり、左に全文を示す。

社倉創立願書

乍恐申上候。當島之儀、及_二疲勞_一難島之段被聞召上去丑年（「_二壯_一慶應_二年」爲_二御救助_一御仕向被_二

一一

取替一萬端御省略被仰渡候ニ付テハ、御趣意ニ基キ諸事質素可ニ相守旨節々申渡置候得共、年來驕惰之習慣直兼、無故物入等ニテ米穀之費ヲモ不辨適々豐年ノ年柄循環致シ候テモ、不慮ノ變臨時ノ用ニ可レ備遠慮無之段、僅カノ凶年ニモ食料打絶、窮家ノ者其他借方覺等モ出來兼候處ヨリ、田畠牛馬等値段ノ高下無構賣却仕、眼前ノ急ヲ遁レ候迄ニテ、跡彌々難澁ニ相及候者追々有之、就テハ當年ノ儀一同押並ノ中作ノ年柄ニ付、非常用トシテ島中ヨリ百石銘々請持高ニ割掛、御貢米ニ相添ヘ糾圍上納御免被仰付下度、左候テ右米筋ノ儀ハ、即當秋ヨリ百石共貳割付ヲ以テ貸付、來未_(明治四年)秋元利百貳拾石無滯返納相成候上、又々百貳拾石共ニ元米ニシテ貸出シ、夫ヨリ先亥年_(明治八年)迄五ヶ年、毎年右ノ仕繰ニテ仕候ヘバ、亥秋、米都合貳百四拾八石八斗參升貳合ニ罷成候ニ付、其節最初銘々ヨリ差上置候本米百石丈ハ人々へ差返シ、殘百四拾八石八斗參升貳合ノ内百石ハ亥秋ヨリ先、年々貸付用ニ相究メ、四拾八石八斗參升貳合、並ニ年々利息米拾五石ヅ、御藏ヘ圍置候ハマ、凶年ノ節ハ勿論不時ノ災難ヲ救ヒ、又ハ廢疾ノ者ヲモ憐ミ、何平救助ノ道相付、社倉ノ趣意ニ基キ、仁恕ノ大本相立候儀ト奉存候。

右米筋ノ儀、近頃恐多奉存候得共御座_(役人ノ代官所)ヘ別段根帳御取仕立置被下、與人方ヨリ申受取納願出候節ハ、御見分ノ上取納相成候様御免被仰付下度、尤貸付方ニ付テハ借度奉存候

五ヶ年算立左ノ通り

午 秋

一、米百石起 但高頭壹石ニ付壹升五合參勺七四九七九ヅ、

右島中ヨリ高頭貳割掛上納爲仕候テ、則チ當年ヨリ貳割利付ヲ以テ貸出

未 秋

一、米百石起 午秋元米

一、米貳拾石起 右同利米

ペ米百貳拾石未秋收納ノ上元米ニテ前條ノ利息ヲ以テ貸出

申 秋

一、米百貳拾石起 未秋元米

一、米貳拾石起 右同利米

ペ米百四拾四石 中秋收納ノ上元米ニテ前文同斷

西 秋

一、米百四拾四石起 申秋元米

一、米貳拾八石八斗起 右同利米

メ米百七拾貳石八斗西秋取納ノ上元米ニテ前文同断

成 秋

一、米百七拾貳石八斗起 西秋元米

一、米參拾四石五斗六升起 右同利米

メ貳百七石參斗六升成秋取納ノ上同断

亥 秋

一、米貳百七石參斗六升起 成秋元米

一、米四拾壹石四斗七升貳合 右同利米

メ貳百四拾八石八斗參升貳合

右亥年迄五ヶ年相濟候上、百石ハ午秋上納仕置候人々へ返賦、殘百四拾八石參升貳合有
之、右ノ内ヨリ四拾八石餘ハ、亥秋ヨリ御藏工園置、年々百石ヅ、貸付ク

亥 秋

一、米百石起 利息壹割五分

右亥秋ノ間ハ右ノ元米組立候迄年々利息迄元米ニ相足貸付候得共、亥年迄ニテ元米相調
候ニ付、前文ニモ申上候通り、本行百石元米ニ相究メ年々貸出シ利息米ノ儀ハ毎年御藏
ニ圍置候ヘバ、亥年ヨリ先キ貳參拾年ヲ經テ利米五百石餘ニモ相及候賦ニテ、左候得者
凶年又ハ患難到來ノ者ヘ時々相渡シ急難相救ヒ、尤モ返米ノ儀ハ翌秋又ハ翌々秋ニテモ
三ヶ年ノ間都合ヲ以テ無利ニテ返納相成候様仕候ハゞ、第一窮家ノ者共取扱ヒ、社倉ノ
趣意ニ相叶ヒ、一同難有奉汲受儀ト奉存候

一、五ヶ年之定ハ、大抵順年打續候賦ニテ、豐凶ハ年々ニ違ヒ、又凶年ニモ大中小ノ區別
有之先大概ヲ五ヶ年ト立置、其上ハ年ニ隨ヒ、若シ五ヶ年ノ内大凶年到来ノ節ハ銘々
ヘ相渡シ翌秋無利ニテ返納仕度候。左候得者一ヶ年ハ利息相休候ニ付、六ヶ年ニモ相
掛候テ丸五年ノ利息相掛候上、島中ヘ本米差返シ申度、尤モ中等ノ凶年迄ハ可成手ヲ
掛ケザル様仕度奉存候

一、前文利息米ノ儀、毎年無殘貸付相成候上之算立ニテ、若却テ貸付不_二相調_一節ハ、夫丈
ケ利米相減賦候得者、丸五ヶ年利息相掛候得者、利米ノ多少無構、本米百石ノ儀ハ銘
々エ差返申度奉存候

一、當年高頭ニ割掛銘々ガ爲差出候儀ニ付テハ、五ヶ年目ニ本米差返ス事ニ候得共、愚昧ノ者共只今日前ノ利ノミ考、五ヶ年迄ノ利米ヲ迷惑ノ様ニ心得候儀モ難計候得者、右ハ全ク島中困究ノ者相借財旁々ニテ田宅ヲ失ヒ、離散ニ及候様ノ事無之自然ト潤立一統ノ利益ト申所ヲ能ク申論候ハゞ心服仕候儀ト奉存候

一、利息米ノ儀、御定法ノ參割ヨリ引下ゲ貳割又ハ壹割五分ニテ貸付候儀、第一究困ヲ取救候爲ニ御座候處、萬一心得違者利潤ヲ考、右米筋借用仕候テ又參割ニテ貸付候儀モ難計候間、右等ノ儀無之様能々御吟味ヲ盡シ貸付候様仕度奉存候

一、後年利息米四五百石ニモ相及候節ハ、毎村藏造立候テ園糀仕置度、尤藏買求方ハ勿論諸雜費旁々且掛役ノ苦勞米迄モ、右米筋ヨリ御拂被下候様、左候而新古糀入替等ノ儀ハ、其節ノ吟味ニ被仰付度奉存候

一、右米筋ノ儀、前文ニモ申上置候通り、不時ノ用蠶寡孤獨廢疾等ノ者ヲ取救爲ニ設候儀ハ、當時惣役熟談ノ上ノ事ニテ、少モ惰ル儀ハ無之賦ニ候得共、後年ニ至リ若シ役々内意等承、無據伺申立、過分借用等願出候儀モ難計候間、萬一右等ノ儀御願申上候節ハ御取揚被下間敷旨屹度被仰付置度奉存候

一、右米筋取扱方ニ付テハ與人ハ勿論ノ事ニ候得共、間切横目委横目（甘蔗栽培ノ監督役）ヨリ一人ヅ

ツ、書役ヨリ二人ヅ、掛役被仰付置被下度、毎年勘定仕而御座代官ノ事務所工御届申上候様仕候而不締ノ儀無之往最通（誤寫ナルベシ）可申、尤此法行ハレザルハ役々心ヲ用フルト用ヒザルトニ依ル儀ト奉存候

右者當島ノ儀御改革以來百姓得手隙作時出精仕、追々延立候得共、元來生計ノ状態薄キ者共ニテ、適々豐年相成候テモ、貧富共ニ有丈暮ニテ、變ニ可備遠慮無之故、僅力ノ凶年ニモ蘇鐵ヲ以テ乍漸飢渴相凌申仕合御座候。依之當年ノ儀ハ一同押並中作位ノ年柄故、本行蓄積ノ法取行候得バ何カ救助ノ道相開往々島中一廉ノ爲筋（誤寫ナルベシ）罷成可申儀ニテ、百姓ヘモ右箇所ノ始終、篤ト呑込候様申論候得者難有承知可仕儀ト、間切横目、委役目ハ勿論、惣役（島役人）ニモ申談、此段申上候間何卒御免被仰付下度願上候以上

右願文の趣旨を概括すれば

一、目的

凶年の際に於ける備荒、鳏寡孤獨、不具廢疾者の救助、資力薄弱なる者に對する低資の融通

二、儲米積立の方法

明治三年秋、草高壹石に付米壹升五合餘の割合を以て課出せしめ、總石數米百石を得る。然らば其れを年貳割の利息(當時公認の利
息は年參割)にて貸付け、毎年利米を元米に加へて、丸五年利殖して明治八年に至り、元利合計米貳百四拾八石餘を得る。そこで最初課出の元米は利息を附せずして各人に返還、其の内百石は運轉資本として年利壹割五分で貸付ける。四拾八石は直ちに糲に代へて蓄藏、翌年より生ずる利米も全様糲に替へて蓄藏する。

三、管 理

代官を監督官となし其の運用には與人三人、間切横目、黍横目各一人、書役二人が之に當る而して毎年の事業成績は之を代官所に報告する。

要するに、社倉の眼目たる濟生の機關たると共に、今日の信用組合の色彩を稍々加味したとも見るべきであらう。而して舊藩政時代は勿論、當時に於いても島治萬般何れも官憲の指令に従つて行ふ有様であつたのに、獨り社倉のみが、何等官憲の發意に依らず、下知によらず、只流人西郷の遺志に依つて此に至つたことは特に囁目に値すると思ふのである。

第五章 備 荒 儲 蕉 の 狀 況

さて愈々創立の認可なりたるを以て、與人、沖利有、山口眞粹憲、土持政照外六名が創立委員となり、こゝに沖永良部島社倉の實現を見るに至つた。創立當時の定款、或は事務規程様の書類は今日残つてゐないけれども、逐年増殖を圖り事業は順調に進んで行く間に明治六年更に此の中へ繰入れるべきな收入を得たのである。それは保護會社に對する品代の全免より生じた利益の繰入に因るものである。これは社倉設立の開祖とも稱すべき西郷先生にも關係あり且つ説明を要すると思ふから、次にその經緯の大略を述べて見たい。

第一章に於いて述べて置いた如く、生産砂糖の賣却日用必需品の購入、共に藩廳の專賣買に屬し、而して當年購入の品代は翌年の砂糖を以て精算される定めとなつてゐたのである。然るに明治六年三月、大蔵省より砂糖の自由賣買が允許せられた。これは島民にとつて一大福音では有つたが、上記の理由に依つて當年度の砂糖は殆んど其の全部が前年度受取つた品物代として支拂はねばならぬのであるから、自由賣買も實際には何等の利益をも島民に與へないのである。そこで藩廳——その實際の取扱役所は始め三島方、次に生産方當時は保護會社(此時は縣令の管
理となつてゐた)と稱してゐた——に對する物品代砂糖百四拾六萬斤餘の負債の

輕減年賦償還の請願をなすために土持政照が上覽したのである。而して折衝大いに努むるところあつたが容易に片付かなかつた。ところへ政照は偶々大島各島の地租の件について上京中の鹿兒島縣令大山綱良の招命に接して更に東京へ向つた。東京に於いて西郷隆盛、並に租稅權頭松方正義の援助あり、それが大山縣令を動かして、保護會社に對する島民の負債糖は六分棄却四分は三箇年賦にて支拂ふことにして解決がついた。然るを大島巡視の結果次の布達が發せられ更に右の負債糖全免の恩典に預つた。

各島之儀舊藩政代ヨリ先知先覺之人屢々撫恤之道千辛萬苦盡力スト雖モ、何分僻遠隔絶之端島故、百事行届兼、加之兩三年間ハ必旱風之天災打續キ、貧困ノ極ニ立至リ憫然ノ爲躰日夜憂慮シ、今茲ニ三四ヶ村巡見致シ實際見聞致候處、皆傳聞之外ニ出、舉テ乞食同前之家屋ヲ並ベ、隨テ着服食料又思渉ス。就テ外各島ニ於テモ更ニ甲乙有之間敷、實ニ愛民保護 職掌不忍見聞次第ニ候。依テ先般舊保護會社エ可取納品物代、來々亥年マデ三ヶ年割本金返納之儀更ニ此節無納申付候條。右者別途ニ取結、協力同心相親相保之儀ヲ以テ、非常之天災等臨時差支無之様兼テ良法ヲ設ケ、衆民ヲシテ眞ニ王政復古之大典ヲ感戴爲致度旨趣ヲ反復評議相盡シ、假ニモ私意偏頗之舊習ヲ挾マズ、後年一同永久。安全之方法ヲ屹度相立可申事。

明治六年癸酉十月

鹿兒島縣令 大 山 綱 良

そこで、保護會社に對する負債の半額は其の儘債務者に與ヘ、残り半額を取立て、社倉の資本に繰入れる事とした。爲に未だ豫定の五箇年を経過せずして、最初の出米は各人に夫々返戻し、利米七拾貳石八斗を貸付利殖して益々社倉の堅實なる發展に資することが出来た。沖永良部島が、縣令の發せし、「別途ニ取結、協力同心相親相保之儀ヲ以テ、非常天災等臨時差支無之様兼テ良法ヲ設ケ云々」の旨趣に副ひ、之を散逸すること無く、福利増進の爲に供することの出來たのは、これ全く社倉が設立せられてゐたからの爲である。

なほ右の外に、社倉資本の中に繰入れた大きなものがある。第一章に於いて述べた如く舊藩政時代は、金錢の融通を停止して物々の交換であつた。然るに明治六年大島諸島に金錢融通の申渡があり、同七年五萬貫(一千參百參)（九拾四圓）を無期限無利息で下附せられた。更に又明治八年參拾四萬貫(六千參百參)（九拾四圓）を十箇年々賦償還て借受け右の五萬貫と合せて人民に配當して貸付け其の融通を獎勵したが、明治二十三年國會の始めて開かれるに及び、決算の必要より第二次恩借の參拾四萬貫即ち六千參百餘圓は繰上償還になり爲に返納(未詳)第一次下附の五

萬貫即ち千參百餘圓は之を社倉資本の中に繰入れてしまつた、

其の以外 社倉發達の模様は左に列記の事項により推了することが出来るであらう。

一、明治九年、糶貯藏の爲、間口三間、奥行二間半の高倉（「註」高倉は大島特有のものであつて、鼠害、濕氣を防ぐため、檻尺餘の長さ丈餘の圓柱を大方九本或は六本立て其の上に桁梁を渡し、床板を敷き）を、玉城、上平川、蘆清良、瀬利覺

田舎平、下城の各村に一棟宛造營す。糶千石を常に貯藏、三年目毎に之を取換ふ。

一、明治十三年社倉事務は從來副戸長の兼務取扱ひであつたのを、此の年から専任の事務員二人を置くこととなる。

一、明治二十一年新しく事務長を置く。

同年貸付利子を切下げ、貸米年壹割五分、貸金月八分に改む（「註」當時民間の利率は大方年參割）

一、明治二十二年、從來茅葺であつた事務所を新築して瓦葺となす。建坪二十八坪 工費七百圓、瓦葺の高倉を新築、建坪十二坪、工費參百圓

當時の社倉金穀、金壹萬六千圓餘、米壹千石餘

一、明治二十四年四月一日、左の如く社倉規則を改定施行す

社倉規則

第一款

總 則

第一條 凡ソ定款ノ趣旨ニ從ヒ取極メタル申合規則全島一同確守スヘキモノナリ

第二款 名號

名號ハ從前通リ社倉ト稱ス

第三款 位 置

第三條 社倉ハ沖永良部島和泊村五七九番地へ設置ス

第四款 目 的

第四條 社倉ハ鰥寡孤獨老病不具ニシテ自活ノ途ナキモノヲ救助スルニアリ

第五條 公衆ニ係ル天災及無據事故アリテ施興スヘキ事情アル時ハ議員ノ議決ヲ經テ支出スルコトヲ得

但、困難者ニシテ一名米壹斗 金五拾錢以下ハ常議員ノ決議ヲ要シ、同時ニ米貳石、金拾圓以上ハ議員總會ノ決議ヲ要ス尤モ危急ニ際スル時ハ此限ニアラス

第六條 社倉資本金ノ内壹萬圓（明治七年縣廳ヨリ社倉資本金トシテ五萬貲フ無期間無利息ニテ、又明治八年參拾四萬貲フ十ヶ年賦ニ依リ借用シタルモノ）ヲ定常額トシ

テ其ノ餘有ヲ以テ全島ノ公益ニ關スル衛生、教育、殖產、興業ノ出金ヲ必要ト認メタル時ハ議員總會ノ決議ヲ經テ施行スルコトアルヘシ

- 但、該當定額金壹萬圓ハ毎年一月ニ於テ常議員會ヲ開キ貸付證書ヲ調査シ確認シタル金額トス
- 第七條 社倉資本金ノ内ヨリ議員總會ノ議決ヲ經テ神社費ヲ支出スルコトアルヘシ**
- 第五款 資 本**
- 第八條** 社倉ノ資本ハ從來ノ積立及貸付金穀ニシテ社倉創立ノ際在籍人民及其ノ子孫本島内ニ於テ此レカ共有權ヲ有ス
- 第九條** 社倉ノ積立金穀ハ時機適宜ノ利子ヲ附シ満年一ヶ年以來ノ期限ヲ以テ左項ニ依リ貸與スヘキモノトス
- 第一項 積立金穀貸與ノ節ハ價格貸與額ニ二倍スル不動產ノ抵當物アルヲ要ス
- 第二項 抵當物價格ノ適否ハ該村議員二名以上ノ認定書及社倉役員ノ見込ヲ要ス
- 第十條** 公共ニ關スル天災ニ際シ困窮者ヘハ議員總會ノ議決ヲ經テ無利息ニテ金穀ヲ貸與スルコトアルヘシ
- 第十一條** 社倉ハ準備トシテ左項ニ依リ常ニ蓄積スヘシ
- 第一項 金五百圓
- 第二項 粮五百石
- 但糲ハ三年毎ニ換蓄スヘシ
- 第十二條** 前條ノ準備金穀ヲ全島ニ關スル支出ノ必要アル場合ニ於テハ常議員會ヲ經テ一時立換スルコトアルヘシ
- 第十三條** 五拾圓以上社倉資金ヲ借用シアルモノハ毎年引結ヲスルトキニ利金ノ外ニ本金ノ十分ノ一宛返金セシムヘシ若シ其ノ十分ノ一ヲ返金セサルモノハ其ニ對スル二倍ノ抵當物ヲ徵シ貸與ノ手續ヲナスヘシ、但實行シ難キ時ハ議員總會ノ決議ニ附スヘシ
- 第十四條** 新ニ社倉金ヲ貸與スルハ參拾圓以下ハ事務係ノ見込ニシテ參拾圓ヲ超過スルトキハ常議員ノ決議ヲ經テ貸與スルモノトス
- 第十五條** 全島ニ關スル支出ノ必要アル場合ニ於テハ一時ニ參拾圓以下ハ事務係ノ見込ニ附シ參拾圓以上ハ議員總會ノ決議ヲ經ルヲ要ス
- 第十六條** 社倉金穀ヲ貸與スルハ可成從來借用者少キ村民ニ貸與スヘシ
- 第十七條** 社倉金穀ヲ借用シ滿二ヶ年間返済ノ義務ヲ怠ルモノハ議員總會ノ議決ヲ經テ書入抵當公賣ノ處分ヲナシ其代價ヲ取立テタル上尙返済金額ニ不足ヲ生スル時ハ本人ハ勿論保證人ノ資力限リ速ニ辨償セシムヘシ

第十八條 社倉貸付金ニ對シ損害ヲ及ホシタルモノハ終身社倉ニ對シ一切ノ權利ナキモノトス

但救助ハ此ノ限りニアラス

第六款 議員

第十九條 社倉規則範圍内ノ事柄ヲ議センカ爲メ投票ヲ以テ村ノ都合ニ依リ貳名以上五名以下ノ議員ヲ撰定ス

但期間ハ満二ヶ年トス尤モ再選スルヲ得ヘシ

第二〇條 常議員ハ各村每壹名宛議員中ヨリ撰定ス

第二一條 議員中ヨリ六名ノ調査委員ヲ置キ毎月初メニ社倉資本ニ關スル帳簿及現在金ヲ調査シ各議員ヲ經テ全島ニ報告ス

第七款 總會

第二二條 社倉議員總會ハ定式臨時ノ二種トス 但定式會 每年七月ヲ以テ開會ス

第二三條 議員拾名以上ヨリ臨時議員總會ヲ開カント要求スルトキハ其ノ目的ノ要旨ヲ記載シタル請求書ヲ社倉へ差出スヘシ

第二四條 社倉ノ役員ハ臨時議員總會ヲ開クノ必要アルトキハ何時ニテモ總會ヲ催スコト

ヲ得

第二五條 定式、臨時ノ議員總會ノ招集ヲナスニハ其ノ集合スヘキ時日ヲ報告スヘシ、若シ議員中總會ニ出頭シ難事故アルトキハ其ノ旨書面ヲ認メ社倉へ差出スヘシ

但同日出頭セサルモノハ後日異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

第二六條 定式、臨時ノ別ナク議員總會ニ於テ其ノ事ヲ議スルニ當リ議員半數以上出席スルニ非サレハ何事ヲモ議スヘカラス

第二七條 凡ソ議員總會ニ於テ事ヲ決スルニハ同意多數ニ依ル、若シ可否相半スルトキハ議長ハ其ノ一ニ決意スヘシ

第二八條 凡ソ總會ニ於テ議決セシ件々ハ會議簿ヘ明記シ議長及常議員コレニ調印シ以テ後日ノ證據トシテ社倉へ備へ置クヘシ

第八款 印形

第二九條 社倉ニ用フル印章ハ左ノ如シ

第三〇條 社倉ノ印章ハ事務係ノ外社用ト雖モ取扱フコトヲ得ス

第九款 勘定

第三一條 社倉計算ハ一月ヨリ十二月迄ニ損益ノ計算ヲ遂ケ七月議員ノ總會ニ於テ全島一

同へ明細ニ廣告スヘシ

第三二一條 社倉ノ勘定ハ殖益金ノ内ヨリ諸經費ヲ引去リ現在金及貸與金ノ既済未済額ヲ詳記シテ全島一同へ報告スルモノトス

第十欵 經 費

第三三條 社倉ノ費用ハ毎年豫算案ヲ製シ議會ノ議決シタルモノニ限ル

第十一欵 役 員

第三四條 社倉ノ役員ハ全島一同ノ公選トス

第三五條 社倉ニ事務係貳名ヲ置ク

但給金、旅費、日當ハ議會ノ決議ニ依ル

第三六條 役員在職年限ハ満二ヶ年トス 但再選スルコトヲ得

第三七條 社倉事務繁忙ノ時ハ雇員ヲ置クコトヲ得

第三八條 社倉役員ニシテ其ノ職務ヲ怠リ或ハ權利ナキコト等ヲ爲ストキハ議員總會ノ決議ヲ經テ不時ニ其ノ職ヲ免スルコトアルヘシ

第三九條 社倉役員ハ自己ノ爲メ社倉金穀ヲ繰替スルコトヲ得ス又ハ一個人ニ社倉金穀ヲ繰替セシム可カラス

第四〇條 社倉ノ役員タルモノハ自己ノ名儀ヲ以テ社倉内ニ於テ賣買ナスヲ得ス又社倉ト他人トノ取引上ニ關スル請人、保證人トナルコトヲ得ス

第四一條 事務係ハ擔當セシ一切ノ事務ニ付社倉ノ名儀ヲ以テ願、伺、届亦ハ他人ト書信ノ往復スルヲ得ヘシ

第四二條 事務係ハ擔當セシ職務ヲ行フニ付社倉ニ損益ヲ生スルコトアルトモ一身上ニ其責ヲ負フナシ、然リト雖モ其ノ事柄故意ニ出テタル時ハ議員總會ノ決議ニ依リ處

分ヲナスヘシ

第四三條 社倉ノ金穀ニ對シ裁判ヲ仰クノ場合ニ至リテハ事務係ハ原告被告タルノ權利義務ヲ有スヘキモノトス

第十二欵 補 則

第四四條 社倉ニ事務例規ヲ置ク

第四五條 社倉規則書ハ活版ノ上各村ニ壹通宛配布スヘキモノトス

第四六條 議員外ト雖モ議場ニ於テ充分ニ意見ヲ述フルコドヲ得 但表決ノ數ニ與ルコトヲ得ス

第四七條 社倉資本ニ關スル帳簿及現在金ハ一個人ニテモ調査員ノ紹介ヲ以テ見聞スルコト

トヲ得

但調査員ハ故ナク紹介ヲ拒ムコトヲ得ス

第四八條 將來此ノ規則ノ更生追加ノ必要アルトキハ毎村人民四分ノ三以上同意ヲ得ルニ
非サレハ爲スコトヲ得サルモノトス

第四九條 本規則ハ明治二十四年四月一日ヨリ實施ス

右ノ條々從來ノ社倉ヲ維持センカ爲メ全島一同ノ協議ヲ以テ取極メタルモノナリ

第六章 事業の状況

社倉本來の目的たる濟生救助に向つて、社倉が如何に利用せられたか、詳細に亘つて之を語る文書記録の無いのは遺憾であるが、乏しき中より拾つた二三を左に紹介して見度い。

一、罹災窮民の救助

明治十九年十一月、未曾有の暴風襲來、風害、潮害を受けて全島殆んど焦土と化し、蘇鐵を餘す一葉の青色無きの慘状を呈した。其の際、官米並に備荒儲蓄金よりの救助に先立ち、社倉より金貳百八拾圓と米若干を支出して、罹災者四百十六人に施與した

明治廿八年七月、暴風襲來、曩の明治十九年の其れに比すれば被害稍輕きも、古來稀なるものであつた。仍つて社倉は金九百八圓を支出して二百九十一人の罹災民を救助してゐる。
細民の救助は右の二件に止つたものでは無く、平常の場合にもあつたものであると推察するのであるが、調査行届かざる故之を省く。

二、公立病院の設立

明治十六年、社倉資金を以て公立永良部病院を和泊村の地に設立した。當時本島には十人位の醫師があつた。それは多く鹿兒島に於いて二年或は三年醫師の修業をして歸つた所謂漢法醫で、其の中には僅に蘭法醫の心掛あるのもあつた。が、概して、醫療費高く且つ薬の舊き爲醫効渺く、こゝに醫療費の輕減、醫療普及の爲に公立病院の設立となり、貧困者に對しては無料施藥もした。細民に對しては大きな福音であつたが經營困難の爲か、又他の理由に因るか四五年にして廢止となつた明治十八年十二月火災の爲病院燒失これも有力な理由となつた。設立當時の院長は沖利有、副院長は撰玄碩、醫員は皆吉庸癡、福山清道、榮壽祥等であつた。

因に云ふ、明治十四年九月、此の島の畦布村に類似虎列刺發生、その勢猖獗にして村

中に蔓延して一大恐慌を呈した。窮民に至つては加療の術無く、社倉資金中よりも金穀を支出して防疫救助をしたのである。この椿事が公立病院設立の大きな誘因をなしてゐるやうである。

三、教育費の補助

明治九年、衛生方醫學生三名（三年課程）正則小學校傳習生三名（一年課程）を島費で鹿兒島へ修學の爲派遣してある。（操田勤編冲永良部鳥居革誌による）他の記錄と勘へ合せると島費とは社倉資金よりの支出なるべしと推量するのである。

明治十年、島中十七箇所に正則小學校の設立を見るに至つた。其の際、社倉資金中より金千參百圓餘（？）を之に支出してゐる。

四、港灣の開鑿

明治二十七年、和泊港の開鑿工事を營んだ。和泊港は舊藩時代よりの船着場であるが港口狹隘なる上暗礁多く、船舶の出入危險なるによりこゝに港口の開鑿となり、此の工費參千參百餘圓、内縣費補助壹千八百餘圓、社倉資金中よりの寄附金壹千五百圓によつて成就したのである。

右數項、詳細を欠くのはあるが、前章に示した社倉規則中の『第四條社倉ハ鳏寡孤、

獨老病不具ニシテ自活ノ途ナキモノヲ救助スルニアリ』又『第六條其ノ餘有ヲ以テ全島ノ公益ニ關スル衛生、教育、殖產、興業ノ出金云々』の目的に向つて利用せられたことは明らかであらう。

第七章 社倉の解散

明治二十八年九月、全島各村より選出せられたる議員總會に於いて、其の四分の三以上の同意に依り左の議決をなした。

- 一、社倉資金ノ鞏固ト、不時ノ用ニ適スル爲メヲ計ヒ在來ノ貸付方法ヲ變ジ公債證書ヲ買入レ置クベキコト
- 二、社倉在來金穀ノ債權ハ之ヲ四分ノ一ニ減少シテ即納セシムベキコト、即納スルコト能ハザルモノハ證書ヲ引換ヘ擔保地所ノ賣渡證取立、其登記ノ手續ヲナシ置クベキコト、尙其手續ヲ爲ス迄ハ一ヶ月八朱ノ利子ヲ附スペキコト
- 三、來年五月三十一日迄完納セザルモノハ擔保地所ヲ公賣ニ附スルコト
- 四、社倉規則全部更正ハ委員會ニ於テ之ヲ爲スペキコト

五、社倉規則中本議決ニ抵觸スルモノハ其効ヲ失フモノトス

六、本議決ニ同意ヲ表スル證トシテ署名捺印シ置クコト

右決議書に示されたる「在來ノ貸付方法ヲ變ジ公債證書ヲ買入レ置クベキコト」と云ひ、「社倉在來金穀ノ債權ハ之ヲ四分ノ一二減少シテ即納セシムベキコト」と云ひ、社倉の將來に對する暗黙をこゝに見出すのである。其の表面的理由としては、債務者は凡て島民であり、社倉資金の増加は一方債務者の生活を窮迫ならしめ、惹いては一島の金融を逼迫せしめることがある故に、債務を四分の一に打切つて即時回収し、民間貸付を改めて公債證書の買入れをしようといふことにあつた様である。併し其の裏面には、時代の變遷 民權の伸長 債務者の策動等 様々の事情が伏在してゐたであらうことを推察するのである。さて債務の累加過重といふが、それは取立の緩怠、貸付の不良等より来るものであつて、當時民間の金利からすれば遙に低廉である。當時民間の貸付利息は普通年參割であるが、事情によつては、一年十二ヶ月に満たざる半年或は七八ヶ月の貸付でも猶參割の利子を附したのであるから事實に於いては其れ以上の高利に當つたのである。兎に角支拂の延滞が負債の累加となり、軒て社倉の動搖となつたのは争ふべからざる事實である。右決議書には現はれてゐないが、同時に社倉は、全島共有公共財產に編入せられて大島島司の監督に屬

し、和泊村外十七ヶ村戸長が之を主管することとなつた。それで沖永良部島社倉は事實此時に解散せられたと見るべきである。さて明治二十八年八月（右決議の直前）に於ける社倉の財産は左の多額に七つてゐた。

貸付元利金	貳萬壹千貳百四拾七圓餘
貸付元利玄米	七百六拾七石八斗壹升餘
貸付元利糀	壹千參拾四石貳斗四升餘
現 金	九百參拾五圓餘
現 地 所	百七拾五石參斗餘
建 家	九拾四町貳反餘
高 蔵	七 棟

斯くて明治三十三年（紀元二五六〇）この全島共有公共財產、即ち社倉財產は兩分せられることとなつた。その理由とするところは、明治二十四年以來汽船定期航海の便開け、加ふるに明治三十年電信の開通あり、通信交通が著しく便利となつたから、最早備荒に金穀の必要が無いといふにあるのであるが、一面には明治十九年行政區劃が二分せられ、一は和泊

村外十七ヶ村（今日の和泊村）一は知名村外十七ヶ村（今日の知名村）となり、之が固定すると共に全島共有財産に對する兩者の利害が必ずしも一致しないといふ點も大きな理由であつたに相違無い。

さて右兩者分配當時の財産は明らかで無いが、同年十二月の決議に於いて壹千五百圓を西郷隆盛遺蹟顯彰の費用に、五百圓を土持政照に贈呈することとして、之を控除した後を夫々適當に分ち取ることとなつた。而して兩村共に學資金に編入し、これが基本財産の根源となつてゐるのである。

なほ右の決議に基き、壹千圓を以て西郷隆盛舊謫居の址、並にその背後なる土地を買収して整美し、明治三十四年前者には記念碑を後者には西郷神社を建立し、残り五百圓は南洲資金と稱し、其等の維持費として保管以て今日に及んでゐる。而して土持政照に對しては、左の感謝狀に添へて金五百圓を贈呈した。（政照氏の頌徳碑）
（建設費を含む）

感 謝 狀

閣下義ニ與人ノ任ニアルヤ、西郷吉之助幽囚ノ裡ニ規畫セラレシ備考儲蓄ノ方法ノ懇諭ヲ領容セラレ 踽然社倉ヲ設置セラレタリ。抑々社倉設立ノ企圖タルヤ、凶年飢歲及螺
寡孤獨等ノ前途ヲ顧慮セラレシモノニシテ、臨時其救濟セシ功績顯著ナリシニ、今ヤ又教育ノ急務ナルニ際會シ、進展シテ教育費ノ基本トナル。如斯社倉ハ初ヨリ幾多ノ急事ヲ辨濟シ今又無限ノ人材ヲ養成スルノ基礎トナル。實ニ累世繁榮シテ其推止スル所ナキガ如シ。是西郷翁及閣下ノ賜ニシテ、我等島民ノ幸福ヲ荷フト同時ニ 兩閣下ノ德ヲ遺忘シ能ハザル所ナリ。於茲今回全島代議會ハ閣下ノ功勞ヲ報謝センガ爲メ別紙目録ノ金員五百圓ヲ贈呈ス。希クハ閣下 微意ノアル所ヲ領容セラレンコトヲ 頓首

明治三十五年十月五日

沖永良部島全島代議會總代

明 勤 坦 坂 本 操

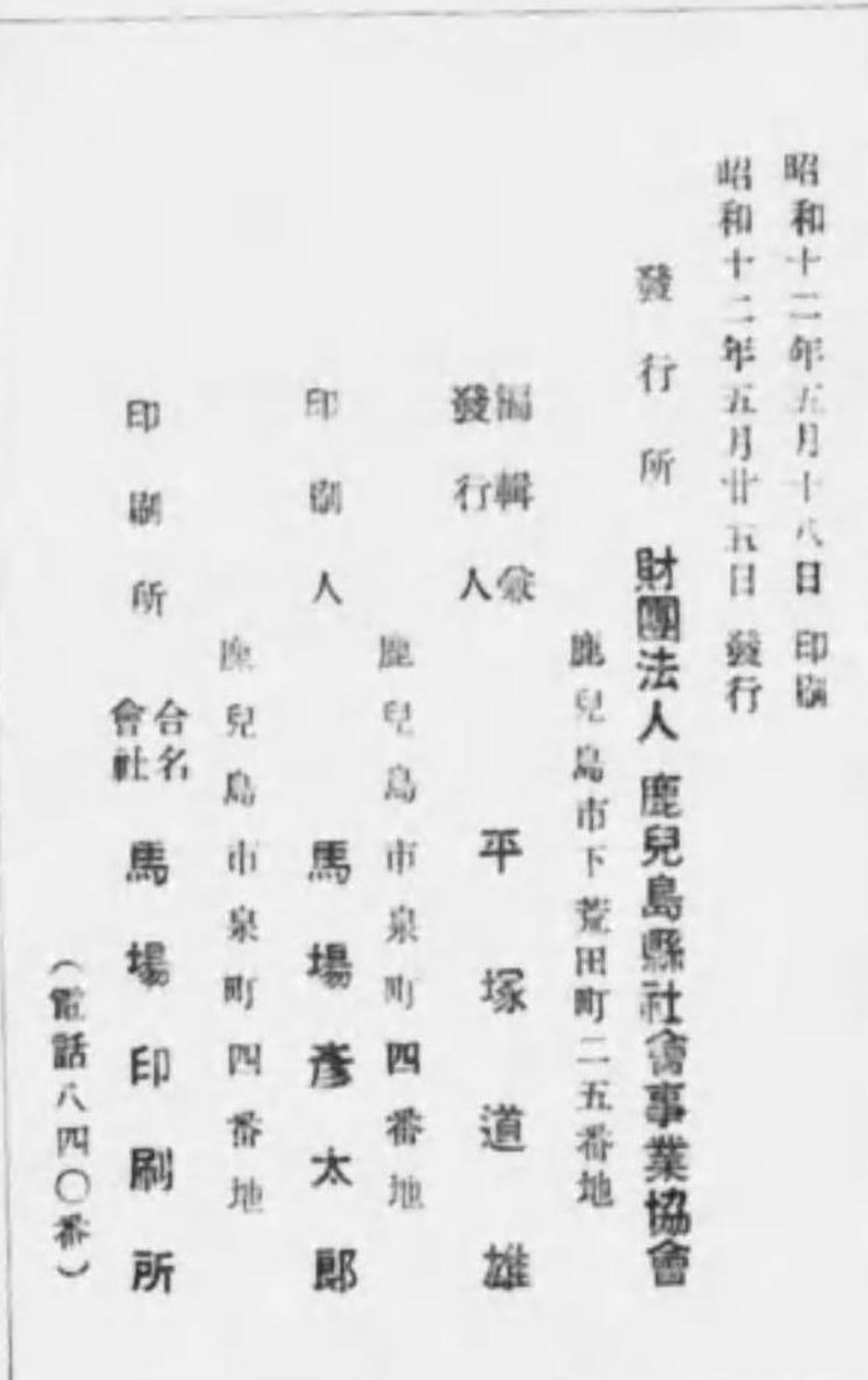
土 持 政 照 殿

第八章 結 び

三八

以上縷述したるもの土持綱義氏（政照の嗣子）の手記せる社倉由來記、沖永良部島代官記操垣勁氏の編纂せる沖永良部島沿革誌、沖島曾徳氏の草稿せる故土持政照履歴調査等に據つたのである更に記録を漁り、或は故老について聞くことが出来たならば、別な資料を得るかも知れないが、大方これで盡きてゐるかと思ふ。

徳川時代より明治の初年に掛けて、常平倉、社倉、義倉、所謂三倉の設立せられしもの二十七八を數へるでは無からうか。南海の孤島沖永良部島が、是等の一つとして其の中に位するとは寔に珍しいことだと謂はねばならぬ。而も其の創立の首唱者たるや一箇の流人であり、之を實現せしめたるものは微々たる島の小役人であり、之を堅實に成長せしめたるものは民度低しと目せられつゝあつた遐島の邊民では無いか。それにも關らず何等官憲の庇護を受けずして、二十有五年の間順調の歩みを續け、その本旨に副ひしばかりか、形は失つたけれども今日にまで惠澤の及んでゐるといふことは、或は他の何れの三倉に比するも遜るところ無いではあるまいか。これ一に大西郷先生の敬天愛人の至情、土持政照の熱意と信望、而して島民の和合に因るものであると私かに思ふのである。



373
209

終

